

一般社団法人北海道警備業協会北見支部と安全パトロールを開催いたしました。

北見労働基準監督署(署長 吾子勇二)は、10月2日、一般社団法人北海道警備業協会北見支部と一緒に、建設工事現場における交通誘導員の作業状況等を点検いたしました。

一般社団法人北海道警備業協会北見支部は、毎年、北見、網走、遠軽の各地区で6月、8月、10月に安全パトロールを実施し、警備業の適正化に関する指導、交通誘導員の安全確保などに係る指導・助言を行っておられます。加えて、年に1回、北見支部の会員を対象とした研修会を開催し、ハラスメント防止研修等の幅広い情報提供を行い、警備業の職場環境の発展に努めておられます。

北見労働基準監督署は本パトロールに職員が同行し、現場内の建設機械等と交通誘導員が接触しないための接触防止措置や交通誘導員が一般車両と接触する交通事故の防止措置等について確認させていただきました。

北海道労働局管内では令和に入ってから、交通誘導等の業務中に係る労働災害により7名の方がお亡くなりになっておりますが、北海道警備業協会北見支部による取組や警備・工事関係者の皆様の努力により、北見署管内では令和に入ってから交通誘業務に係る死亡労働災害は発生しておりません。

10月から12月の間は、建設工事追い込み期労働災害防止運動を行い、建設工事現場に対して労働災害の防止を強く呼びかける時期となりますが、警備業の皆様、建設業の皆様におかれましては、引き続き労働災害防止活動の徹底をお願いいたします。



パトロールのため集まった北見支部の方々(左から2人目 2号部会長、同3人目副支部長)



看板や掲示、コーンなどの資機材の設置状況、交通誘導員の服装、許可の状況等を警備業協会作成のチェックリスト等により確認いたしました。